

ゴミ野ゲンゾウ見聞録

30号

◇発行元◇
寒川町
環境経済部
環境課

Tel.0467-74-1111

◇発行日◇令和6年4月1日



ごみ集積所のあれこれ・お答えします

(1)ごみ集積所は誰が管理する？

ごみ集積所は、利用者の皆様で管理していただくようお願いします。

- △ 故障しているゴミストッカーや釘が飛び出ている等、危険な集積所は事故の可能性があるため改善してください。貼紙等で注意させていただく場合もございます。
- △ ゴミストッカー等が雨や強風で飛ばされることのないように、紐で固定する等の対策をお願いいたします。
なお、ゴミストッカー等による事故等の場合、利用者の皆様の責任となります。

(2)どこの集積所を利用すればよい？

近隣住民の皆様と相談の上、集積所の大きさや利用世帯数に問題のない場所をご利用ください。
(利用世帯数の基準は原則 5世帯以上としております)
※お住まいが賃貸の場合は
管理会社にご確認ください。



◀ごみ集積所

(3)集積所を動かしたい 新設したいときはどうすればよい？

申請書類を記入していただきます。窓口にて地図等を参考にお手続きいたしますので、ご希望の方は町役場環境課にご相談ください。

- ①ご申請の前に、移動・新設先の地主と他の集積所利用者又は隣地の方への承諾をもらってください。
- ②収集作業の安全制などによりご希望に沿えない場合があります。

(4)違反ごみ、不法投棄が頻発している どうすればよい？

原則、利用者の皆様でご対応頂いております。長期間、集積所に放置された違反ごみの場合は、町役場環境課にご連絡ください。

(集合住宅用集積所への不法投棄の場合は
管理会社へご相談をお願いします)

※不法投棄やポイ捨てへの
注意喚起用看板を無料で
配布しております。
お気軽にお尋ねください。



①紙ごみの減量化を目指しましょう

近ごろ、資源物として再利用可能な古紙類が可燃ごみとして出されているケースが見られます。紙のリサイクルにおいて、古紙を原料として繰り返し使うことは資源の有効利用になります。これらの動きは、持続可能な社会を作るためには決して欠かせません。しかし、寒川町内では未だ多くの再生可能な紙がごみとして捨てられています。

寒川町で可燃ごみとして捨てられた紙のうち**32.21%**は再利用可能なものであるとの調査報告が出ています。限りある資源を後世に残していくためにも、ごみとして捨てられた紙の減量、再利用について皆で考えていきませんか？

出典：令和5年度9月実施分
寒川町ごみ組成調査報告書



▲ごみとして処分されていた古紙類

区分		割合 (%)
容器包装	飲料用紙パック	アルミ無し 3.80
		アルミ付き 2.98
	ダンボール	3.33
	包装紙	0.04
	紙容器	15.58
	その他	1.67
		27.40
容器包装以外	新聞・折込	0.19
	雑誌・パンフレット	2.79
	ざつ紙（再生利用可能紙類）	4.81
	その他（紙くず等）	64.81
		72.60
（資源化可能な紙類）		32.21
合計		100.00

▲1日に出されたごみの内紙類の内訳を抜き出した表

※以下のような、匂いや不純物(食べ物や油、糊等)がついた紙は見た目がきれいでも可燃ごみで出してください！



▲ピザの箱



▲せっけんの箱



▲ケーキの箱



▲シール類



▲圧着はがき

明日出すごみが一目で分かる！

町公式 LINE での「ごみ日程リマインド通知」をご活用ください。



②ペットボトルは正しく資源に出しましょう!

以下の出し方の場合は収集できませんので、ご注意ください。

- ・すすいでいない
- ・つぶしていない
- ・キャップ、ラベルがついたままになっている
→キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」へお出してください
- ・飲食用以外のもの、汚れが落ちないもの
→「可燃ごみ」へお出してください



(第3回)間違いやすいごみ・資源物の紹介コーナー

ドラフトケグ・ガスカートリッジは資源物ではありません!

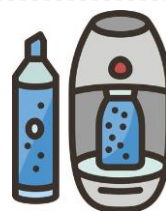
資源物の日に、かん(スプレー缶)と間違えて以下のごみが出されていることがあります。これらは再利用できない品目となりますので、ご注意ください。

①ドラフトケグ
(生ビールのサーバー等)



不燃ごみ

②炭酸水メーカー本体と
交換用ガスカートリッジ



本体は直径が
80cm × 50cm × 50cm
以下の場合には不燃ごみ
それ以上の場合には
大型ごみにお出してください

カートリッジは
製造メーカー又は
販売店にご相談ください
(町では収集できません)

大人用自転車は「大型ごみ」としてお出してください!

令和4年4月1日より、自転車の収集区分が変更となりました。



③令和7年度収集方法変更までの流れ

令和7年4月から、ごみ・資源物の収集方法が一部変更となります。
そのため、令和6年度は以下の予定で周知等を行ってまいります。

【令和6年度の主な予定】

6月ごろ:町内のごみ集積所に、収集方法が変更となることを周知するポスターを設置します。

8月から:住民の皆様向けに、収集方法の変更内容について、説明会を開始します。

(※定期的に公共施設で開催する他、ご要望に応じて個別の開催も行います。

日程や申込方法等の詳細については、広報さむかわ7月号に掲載予定です)

12月ごろ:収集方法の変更内容について、説明するパンフレットを全戸配布します。

3月ごろ:「ごみの分け方・出し方」の冊子を改訂し、全戸配布します。

(※現在の「ごみの分け方・出し方」令和3年度改訂は、令和6年度も引き続き、
使用いたしますので、新しいものが配布されるまでは捨てずにご利用ください)



変更内容(予定)

1. 「収集日程」の変更

- ・「可燃粗大ごみ」の収集日の廃止、「剪定枝」の収集日を新設
→「剪定枝」以外のごみは、原則、「可燃ごみ」に分類されるようになります。
- ・「古紙・衣類布類」の収集日を分割します。
→それぞれ、「古紙」「段ボール」「衣類布類」の収集日を新設します。
- ・「資源物」の収集日の変更
→(1)「びん」「かん」「ペットボトル」の収集を月2回に変更
(2)「スプレーかんの日」の新設
(3)「資源物」の収集日を分割し、それぞれ、「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類」「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」「スプレーかん」の収集日を新設します。

2. 「収集場所」の変更

- ・資源物置場の廃止(ごみ集積所に統合)
(※令和7年度から「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類」「蛍光灯・水銀式体温(血圧)計」「スプレーかん」は「ごみ集積所」に出すようになります)
(※「資源物置場」と「ごみ集積所」が同じ場所であった場合は変更ありません)
(※衛生指導員制度は令和7年度に廃止されます)

3. 「分け方・出し方」の変更

- ・「可燃ごみ」と「不燃ごみ」兼用のごみ指定袋の導入
(※「可燃ごみ」と「不燃ごみ」は、同じ袋に一緒に入れて同時に出すことはできません)
(※プラスチック製容器包装の指定袋は変更ありません)
- ・「不燃ごみ」と「金属類」のごみ集積所に出せるサイズの変更
→(1)不燃ごみ…指定袋(可燃・不燃兼用)に入る20kg以下のもの
(2)金属類…50cm×50cm×50cm以下且つ20kg以下のもの

※その他の変更の詳細については、今後、広報や説明会で周知してまいります。

町にて配布しております「家庭から出たごみと資源の正しい分け方・出し方」は
令和7年度3月に最新版を配布する予定です。
令和3年度保存版はそれまで廃棄せずにお使いください。